

## 貸金業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p data-bbox="98 256 698 288"><b>II. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</b></p> <p data-bbox="129 352 219 384">(中略)</p> <p data-bbox="98 448 398 480"><b>II-2 業務の適切性</b></p> <p data-bbox="129 544 219 576">(中略)</p> <p data-bbox="98 639 685 671"><b>II-2-2 顧客等に関する情報管理態勢</b></p> <p data-bbox="129 687 1102 1150">資金需要者等に関する情報については、当該情報が漏えいした場合に、それを無登録貸金業者が悪用するなど資金需要者等への影響が懸念されるため、その適切な取扱いについては、貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号。以下「施行規則」という。）第10条の2、第10条の3及び第10条の4の規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「<u>保護法ガイドライン</u>」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「<u>実務指針</u>」という。）の規定に基づく措置が確保される必要がある。</p> <p data-bbox="129 1358 1102 1437">また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「<u>クレジットカード情報等</u>」という。）は、情報が漏え</p>	<p data-bbox="1133 256 1733 288"><b>II. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</b></p> <p data-bbox="1164 352 1254 384">(中略)</p> <p data-bbox="1133 448 1433 480"><b>II-2 業務の適切性</b></p> <p data-bbox="1164 544 1254 576">(中略)</p> <p data-bbox="1133 639 1720 671"><b>II-2-2 顧客等に関する情報管理態勢</b></p> <p data-bbox="1164 687 2141 1342">資金需要者等に関する情報については、当該情報が漏えいした場合に、それを無登録貸金業者が悪用するなど資金需要者等への影響が懸念されるため、その適切な取扱いについては、貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号。以下「施行規則」という。）第10条の2、第10条の3及び第10条の4の規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）</u>（以下、合わせて「<u>保護法ガイドライン</u>」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「<u>金融分野ガイドライン</u>」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「<u>実務指針</u>」という。）の規定に基づく措置が確保される必要がある。</p> <p data-bbox="1164 1358 2141 1437">また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「<u>クレジットカード情報等</u>」という。）は、情報が漏え</p>

## 貸金業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>いした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、貸金業者は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、貸金業者は、資金需要者等に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 法令等を踏まえた社内規則等の整備</p> <p>社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、適切な顧客等に関する情報管理のための方法及び組織体制の確立（部門間における適切なけん制の確保を含む。）等を具体的に定めているか。特に、情報の当該貸金業者以外の者への伝達については、上記の法律、<u>保護法ガイドライン</u>及び実務指針の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p> <p>② 法令等を踏まえた顧客等に関する情報管理に係る実施態勢の構築</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ. 個人情報保護に関する着眼点</p>	<p>いした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、貸金業者は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、貸金業者は、資金需要者等に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 法令等を踏まえた社内規則等の整備</p> <p>社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、適切な顧客等に関する情報管理のための方法及び組織体制の確立（部門間における適切なけん制の確保を含む。）等を具体的に定めているか。特に、情報の当該貸金業者以外の者への伝達については、上記の法律、<u>保護法ガイドライン</u>、<u>金融分野ガイドライン</u>及び実務指針の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p> <p>② 法令等を踏まえた顧客等に関する情報管理に係る実施態勢の構築</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ. 個人情報保護に関する着眼点</p>

## 貸金業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>a. 個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第10条の2に基づき、その安全管理及び役職員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置。</u></li> <li>・ 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置。</li> </ul> <p>(役職員の監督について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置。</u></li> <li>・ 実務指針Ⅱの規定に基づく措置。</li> </ul> <p>b. 個人である資金需要者等の人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、<u>保護法ガイドライン第6条第1項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 労働組合への加盟に関する情報。</li> <li>ロ. 民族に関する情報。</li> <li>ハ. 性生活に関する情報。</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>a. 個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第10条の2に基づき、その安全管理及び役職員の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>金融分野ガイドライン第8条の規定に基づく措置。</u></li> <li>・ 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置。</li> </ul> <p>(役職員の監督について必要かつ適切な措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>金融分野ガイドライン第9条の規定に基づく措置。</u></li> <li>・ 実務指針Ⅱの規定に基づく措置。</li> </ul> <p>b. 個人である資金需要者等の人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、<u>金融分野ガイドライン第5条第1項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 労働組合への加盟に関する情報。</li> <li>ロ. 民族に関する情報。</li> <li>ハ. 性生活に関する情報。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>ニ. <u>個人情報保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報</u></li> <li>ホ. <u>個人情報保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報</u></li> <li>ヘ. <u>犯罪により害を被った事実に関する情報</u></li> </ul>

## 貸金業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>(新設)</p> <p>C. (略)</p> <p>二. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の顧客等に関する情報管理態勢に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-5-1による)。</p> <p>(注) 個人情報の取扱いについては、必要に応じて別途、<u>金融庁において、個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な措置をとる場合があることに留意すること。</u></p> <p><b>Ⅱ-2-3 外部委託</b></p> <p>(1) 主な着眼点</p>	<p>ト. 社会的身分に関する情報</p> <p>C. (略)</p> <p>二. (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の顧客等に関する情報管理態勢に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-5-1による)。</p> <p>(注) 個人情報の取扱いについては、必要に応じて別途、<u>個人情報の保護に関する法律における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合があることに留意すること。</u></p> <p><b>Ⅱ-2-3 外部委託</b></p> <p>(1) 主な着眼点</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後																				
<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 個人である資金需要者等に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、<u>保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。</u></p> <p>⑦～⑪ (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 個人である資金需要者等に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、<u>金融分野ガイドライン第10条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。</u></p> <p>⑦～⑪ (略)</p> <p>(中略)</p>																				
<p><b>貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するために必要な体制）</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するために必要な体制）</b></p> <p>(略)</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="91 879 226 916">適否</th> <th data-bbox="232 879 1104 916">審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="91 920 1104 957"><b>貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第4条第3項第14号）</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 962 226 999">(略)</td> <td data-bbox="232 962 1104 999">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="91 1003 1104 1040"><b>顧客等に関する情報管理態勢に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-2(1)）</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1045 226 1442">           (略)  <input type="checkbox"/> </td> <td data-bbox="232 1045 1104 1442">           (略)            個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第10条の2に基づき、以下の措置が定められているか。            (安全管理について必要かつ適切な措置)            イ. <u>保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置</u>            ロ. <u>実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置</u>            (役職員の監督について必要かつ適切な措置)            ハ. <u>保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置</u>            ニ. <u>実務指針Ⅱの規定に基づく措置</u> </td> </tr> </tbody> </table>	適否	審査内容	<b>貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第4条第3項第14号）</b>		(略)	(略)	<b>顧客等に関する情報管理態勢に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-2(1)）</b>		(略) <input type="checkbox"/>	(略) 個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第10条の2に基づき、以下の措置が定められているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置) イ. <u>保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置</u> ロ. <u>実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置</u> (役職員の監督について必要かつ適切な措置) ハ. <u>保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置</u> ニ. <u>実務指針Ⅱの規定に基づく措置</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 879 1267 916">適否</th> <th data-bbox="1274 879 2152 916">審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1133 920 2152 957"><b>貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第4条第3項第14号）</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 962 1267 999">(略)</td> <td data-bbox="1274 962 2152 999">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1133 1003 2152 1040"><b>顧客等に関する情報管理態勢に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-2(1)）</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1045 1267 1442">           (略)  <input type="checkbox"/> </td> <td data-bbox="1274 1045 2152 1442">           (略)            個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第10条の2に基づき、以下の措置が定められているか。            (安全管理について必要かつ適切な措置)            イ. <u>金融分野ガイドライン第8条の規定に基づく措置</u>            ロ. <u>実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置</u>            (役職員の監督について必要かつ適切な措置)            ハ. <u>金融分野ガイドライン第9条の規定に基づく措置</u>            ニ. <u>実務指針Ⅱの規定に基づく措置</u> </td> </tr> </tbody> </table>	適否	審査内容	<b>貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第4条第3項第14号）</b>		(略)	(略)	<b>顧客等に関する情報管理態勢に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-2(1)）</b>		(略) <input type="checkbox"/>	(略) 個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第10条の2に基づき、以下の措置が定められているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置) イ. <u>金融分野ガイドライン第8条の規定に基づく措置</u> ロ. <u>実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置</u> (役職員の監督について必要かつ適切な措置) ハ. <u>金融分野ガイドライン第9条の規定に基づく措置</u> ニ. <u>実務指針Ⅱの規定に基づく措置</u>
適否	審査内容																				
<b>貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第4条第3項第14号）</b>																					
(略)	(略)																				
<b>顧客等に関する情報管理態勢に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-2(1)）</b>																					
(略) <input type="checkbox"/>	(略) 個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第10条の2に基づき、以下の措置が定められているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置) イ. <u>保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置</u> ロ. <u>実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置</u> (役職員の監督について必要かつ適切な措置) ハ. <u>保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置</u> ニ. <u>実務指針Ⅱの規定に基づく措置</u>																				
適否	審査内容																				
<b>貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第4条第3項第14号）</b>																					
(略)	(略)																				
<b>顧客等に関する情報管理態勢に関する社内規則（監督指針Ⅱ-2-2(1)）</b>																					
(略) <input type="checkbox"/>	(略) 個人である資金需要者等に関する情報については、施行規則第10条の2に基づき、以下の措置が定められているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置) イ. <u>金融分野ガイドライン第8条の規定に基づく措置</u> ロ. <u>実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置</u> (役職員の監督について必要かつ適切な措置) ハ. <u>金融分野ガイドライン第9条の規定に基づく措置</u> ニ. <u>実務指針Ⅱの規定に基づく措置</u>																				

## 貸金業者向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行		改正後	
<input type="checkbox"/>	個人である資金需要者等のセンシティブ情報を <u>保護法ガイドライン第6条第1項各号</u> に列挙する場合を除き、利用しないことが定められているか。	<input type="checkbox"/>	個人である資金需要者等のセンシティブ情報を <u>金融分野ガイドライン第5条第1項各号</u> に列挙する場合を除き、利用しないことが定められているか。
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<b>外部委託に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-3(1))</b>		<b>外部委託に関する社内規則(監督指針Ⅱ-2-3(1))</b>	
(略)	(略)	(略)	(略)
<input type="checkbox"/>	個人である資金需要者等に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、 <u>保護法ガイドライン第12条</u> の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が定められているか。	<input type="checkbox"/>	個人である資金需要者等に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、 <u>金融分野ガイドライン第10条</u> の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が定められているか。
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)